

○財務省告示第百五十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十三年四月十三日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年五月十一日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第九十 二回、第九十三回、第百回、第 百九回、第百十七回、第百十八 回、第百二十一回及び第百二十 二回）及び利付国庫債券（三十 年）（第七回、第十四回、第十 五回、第十七回、第十八回、第 十九回、第二十一回、第二十三回、 第二十六回、第二十八回、第二 十九回、第三十回、第三十一回 及び第三十三回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち利回り格差の小	募入決定の			



十 四 子 利

十 十 十  
七 六 五

象 各 準 入 償 償  
国 発 と 札 還 還  
債 行 す の 金 期  
の 対 る 基 額 限

(二)

第 十 行 対 象 国 債 の 利 率  
と 算 式 によ り 算 出 し た 額  
に 対 し、各 国 債 の 利 率 を  
用 意 した 日 付 の 日 付  
に 基 づ き、次 の 表 に  
示 す 如 く の 利 率 を 算 出  
す べ し。

各 行 対 象 国 債 の 利 率 / 100 × 1  
/ 2

平 成 二 十 三 年 四 月 八 日  
証 券 業 協 会 が 発 行 し た  
頭 売 買 参 考 統 計 債 券 の  
各 行 対 象 国 債 の 平 均 利 率

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第三十七回） （二十年） （国庫債券）	二・三%	平成五年四月二十四日	三百億円
（利付） （第二十二回） （二十年） （国庫債券）	一・八%	平成九年四月二十二日	二十億円
（利付） （第二十一回） （二十年） （国庫債券）	一・九%	平成九年四月二十二日	五十五億円
（利付） （第十八回） （二十年） （国庫債券）	二・〇%	平成六年四月二十二日	五億円
（利付） （第十七回） （二十年） （国庫債券）	二・一%	平成三年四月二十二日	五億円
（利付） （第九回） （二十年） （国庫債券）	一・九%	平成三年四月二十一日	五十三億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	二・二%	平成三月二十日	五十億円
（利付） （第十三回） （二十年） （国庫債券）	二・〇%	平成三年三月二十九日	八十億円
（利付） （第十二回） （二十年） （国庫債券）	二・一%	平成十年十二月二十八日	五億円

（別表）

十八 元利取り支 利回りとする。  
 十九 払場所 日本銀行  
 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成二十三年四月十三日

（（利 第三付 三十年 三） 回券）	（（利 第三付 三十年 一） 回券）	（（利 第三付 三十年 回） ）	（（利 第三付 二十年 九） 回券）	（（利 第三付 二十年 八） 回券）	（（利 第三付 二十年 六） 回券）	（（利 第三付 二十年 三） 回券）	（（利 第三付 二十年 一） 回券）	（（利 第三付 二十年 回） ）	（（利 第三付 十年 回） ）	（（利 第三付 十年 回） ）	（（利 第三付 十年 回） ）	（（利 第三付 十年 回） ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %
日年平 九成 月五 十二	日年平 九成 月五 十一	日年平 三成 月五 十一	九平 月成 二五 十年 日年	三平 月成 二五 十年 日年	日年平 三成 月四 二十九	日年平 六成 月四 二十八	十年平 日十 成二 月十 二十七	日年平 九成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七	十年平 日十 成二 月十 二十六	日年平 六成 月四 二十六	日年平 三成 月四 二十六
五十 億 円	八十 億 円	十 億 円	億五 百六 十八	二十 億 円	三百 十 億 円	円三 百二 十 億	三十 三 億 円	億三 百九 十三	三百 億 円	十 億 円	五 億 円	億三 百二 十五